

英国商標偽造事件と条約改正交渉

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2023-09-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯野,友香理 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000119

英国商標偽造事件と条約改正交渉

Infringement of UK Trademark and Negotiation for Treaty Revision

博士後期課程 民事法学専攻 2023 年度入学

飯 野 友 香 理

IINO Yukari

【論文要旨】

戦前の条約改正交渉の文脈においては、領事裁判権の撤廃、関税自主権の回復等について言及されることが多い。しかし、条約改正交渉においては、知的財産権の保護に関しても盛んに取り沙汰されていたということはあまり知られていない事実である。開国当時、国益追求や国際協調といった方向性のことなる概念の狭間で、日本は諸外国といかに対峙したのか。当時の政府の産業財産権に関する外交政策を紐解くことは、戦前の過ちを見直し、今後の対外交易について考える上で重要な取り組みの一つであると考えられる。

条約改正交渉の末、日本国内では、商標に関する新たな法整備の必要性に駆られた。その結果、明治 32 (1899) 年に商標法が公布、施行され、日本国内の法令にて初めて、外国人の商標が保護されることとなった。本稿では、主に商標法施行前の段階に焦点を当て、英国との商標関連事件の実態や政府の対処の方針、そして商標関連事件が明治 20 年代前半の条約改正交渉に与えた影響について明らかにすることを狙いとする。

【キーワード】

知的財産権、産業財産権、商標、条約改正、英国

【目次】

I はじめに

II 商標法制

(1) 英国を含む諸外国

(2) 日本

Ⅲ 英国商標偽造事件と条約改正交渉

(1) 英国商標偽造事件の実態とその対応

(2) 条約改正交渉における商標権

Ⅳ おわりに

I はじめに

日本は幕末期の開国に際して、諸外国との間で不平等条約を結ぶことを余儀なくされた。それらを撤廃するため、明治期より、諸外国との交渉が開始されることになり、これらの条約改正交渉が19世紀および20世紀初頭の日本外交の主要なテーマであったといえる。そして、井上、大隈、青木、榎本、陸奥といった各外務大臣の交渉の末、27（1894）年締結、明治32年（1899）年発効の日英通商航海条約によって、領事裁判権が撤廃され、明治44（1911）年には関税自主権の回復が実現した。

条約改正といえば、上記の通り、領事裁判権の撤廃、関税自主権の回復に重きが置かれることが多いが、交渉過程において、知的財産権に関わる問題が大きく取りざたされていたことは、あまり知られていない。また、当時の日本においては、条約改正交渉が開始される以前より、諸外国との間で知的財産権をめぐる紛争が相次いでいた。とりわけ、日本人が英、米、仏、独、清等、外国企業の商標を偽造する事案が多発し、在外公館から日本政府に対して訴えが出されていた。

明治28（1895）年から開始された日独交渉の結果、知的財産権のうち産業財産権の保護については、明治29（1896）年より、独国に対して認めることになり、その後、英国、米国等の諸外国に対しても、これを認め、この出来事が、外国人に対する産業財産権の権利享有の嚆矢となった。

近代日本が、それまで馴染みのなかった産業財産権を含む知的財産権保護の問題と折り合いをつけながら、どのように諸外国と交易を行い、産業を振興していったのかといった側面からも日本資本主義の興りを捉えることができる。19世紀から20世紀初頭にかけては、国内において、新たな分野で数多くの企業が生まれるなど、資本主義の土台が形づくられた時期といえる。このような過程において、西欧諸国と対等に渡り合うべく、わが国はいかにて殖産興業の促進を図ったのか。知的財産権を含む、国家の商業政策的な観点から、近代日本資本主義の淵源を辿ることは、戦前の過ちを見直し、今後の日本経済や貿易、国際情勢等を考える上で、必要な取り組みの一つなのではないかと考える。

そして、過去の諸外国との知的財産権に関する事案に関して詳細を明らかにすることで、時代や制度が違うため、過去の事象をそのまま当てはめることは難しいが、後に起こりうる変化を予測する材料、引いては、人間活動における一つのモデルケースを提示することはできるのではないかと考える。

各国との条約改正交渉の末、日本国内では、商標に関する新たな法整備の必要性に駆られた。その結果、明治 32 (1899) 年に商標法が公布、施行され、日本国内の法令にて初めて、外国商標の保護についての規定が設けられることとなった。

当時、外国人の産業財産権保護がいかに重要視されたのかを探るため、本稿では、初めに、英国を含む諸外国、そして日本の商標法制について触れ (Ⅱ)、次に、明治 32 年商標法施行前の段階である明治 20 年代までの英国商標偽造事件 (Ⅲ - (1))、そして、商標権 (産業財産権) に関する日英交渉 (Ⅲ - (2)) に焦点を当て、商標関連事件の実態や政府の対処の方針、そして商標関連事件が明治 20 年代前半の条約改正交渉に与えた影響について明らかにすることを狙いとする。

Ⅱ 商標法制

(1) 英国を含む諸外国

まず初めに、英国を含む諸外国における商標の歴史について概観する。

英国や大陸諸国においては、13 世紀頃から商人標、また、14 世紀末までには、生産標と呼ばれるものが普及していた。商人標は、「船舶の難破・海賊・その他の災難によって所有主不明となった商品に関する所有権を立証する¹⁾」ことを目的としており、生産標は、「ギルド (guild) = 同業組合による規制、即ち、品質粗悪な商品の出所を追求し、その製造者を規則違反として処罰し、また、ギルドの対外的な独占を維持する²⁾」ことを目的としていた。これらの商人標と生産標は、商品識別を必要としないため、標識の目的・機能等の点で、近代商標と異なるものの、これらのマークから近代的商標が誕生していくこととなる。

その後、18 世紀に英国を中心に起こった産業革命を契機に、大企業の商標を偽造するといった被害が増えたことで、商標の保護、取締りを強化すべきとの機運が高まっていく。そして、1857 年、仏国において、世界で最初の近代的な商標法である「製造標及び商業標に関する法律」が制定されるに至った。商標法制定以前、英国、米国などでは、商標を偽造する行為については、詐欺罪などの法律で対処されていた。

仏国において、最初の商標法が制定された後、1862 年に英国、1870 年に米国、1874 年に独国で商標法が制定され、商標の独占権を国家が認可するという概念が法制化されていく。制定当時の商標法では、各企業が出願する商標をそのまま登録することとなっていたが、企業の権利を保護し、消費者が錯誤することなく消費活動を行うため、1800 年代の終盤に、出願された商標を国が審査し、それを行政機関に登録する制度に切り換えられた。すなわち、近代の商標制度は 18 世紀の終わりに確立され、19 世紀以降に各国で導入されたといえ、商標法による登録商標の制度化は、発明を権利化することとなった特許法と共に必要不可欠な法体制となっていった。

英国においては、1820 年代に判決で商標に関する権利が認められ、その後、1862 年に至り、商

¹⁾ 小島庸和「商標と法Ⅱ」高千穂論叢、8 頁 (2015)。

²⁾ 同論文 8 頁。

標保護に関する英国における最初の成文法が制定されることとなる。

それ以前、1742年のプランチャード対ヒル事件（Planchard v. Hill）においては、「他人の商標の使用に対し、これを防ぐべき法律上の救済手段なきもの³」と判決され、この見解はその後、久しく維持されていた。そして、1824年のサイクス対サイクス（Sykes v. Sykes）事件の判決においては、王座裁判所は、「何人の商品を他人の商品の如く表示するを得ないもの⁴」と判決を下した。

サイクス対サイクス（Sykes v. Sykes）事件では、原告は、自らの商品であるショットベルトと火薬入れに「Skyes Patent」の商標を刻印していたところ、被告は、それより劣悪な品に同様の文字を付していた。被告と関わりのある小売業者は、被告により製造された当該商標を付した商品を販売しており、それによって原告の売上げが減少したという。王座裁判所は、「第三者に対し虚偽の商標を付した商品を提供することにより、第三者が純正品として販売することが可能となる場合、その第三者の顧客に直接当該商品を販売することと実質的に同じである⁵」との考えを示した。したがって、ある製造業者が、偽造商標が付された製品を、商標主が製造したものではないことを知りつつ、小売業者に販売した場合、商標主はその製造業者を訴えることができると判断した。

当訴訟により、商標権の基礎が確立し、そして、1833年に衡平法裁判は、「他人の商標の使用は無過失の場合でも不作為の請求権を生じさせる⁶」とし、その後、1862年になり、商標保護に関する英国における最初の成文法である商品標條例（Merchandise Marks Act）が制定され、そこでは、民事上の保護だけでなく、刑事上の保護についても定められた⁷。

このように、英国においては、19世紀までには、「商品に付され、独自性をもつようになった標章が、それ自体の価値をもち、何らかの法的保護をうけるに値する⁸」と明らかにされ、そういった保護は、勅許と訴訟を通じて享受された。この当時、訴訟における商標保護としては、以下の二種類のものが形成されていた。

第一の訴訟は、「製造業者が自社商品とその製造業者の商品と詐称して販売している他業者に対して提起できる差止めおよび賠償請求訴訟⁹」である。

第二の訴訟は、「商標を一種の財産とみなす衡平法裁判所が発展させた商標侵害訴訟¹⁰」である。

³ 清瀬信次郎「営業的標章沿革史」小野昌延先生古稀記念論文集刊行事務局編『知的財産法の系譜』298-299頁（青林書院、2002）。

⁴ 同論文 298-299頁。

⁵ Bently Lionel 著、友信秀訳「伝達方法（コミュニケーション）からモノへ：商標の財産権としての概念化の史的側面」知的財産法政策学研究 vol.19, 7-8頁（2008）。

⁶ 清瀬・前掲注3）298-299頁。

⁷ 清瀬・前掲注3）298-299頁。

⁸ ティナ・ハート／リンダ・ファッツァーニ／サイモン・クラーク著、牧野和夫監訳、早川良子翻訳『イギリス知的財産法（Intellectual Property Law）』110-111頁（レクシスネクシス・ジャパン株式会社、2007）。

⁹ 同書 110-111頁。

¹⁰ 同書 110-111頁。

第二の訴訟の主な問題点¹¹は、「原告が訴訟のたびに標章所有権の帰属を証明しなければならなかったこと」、そして、「具体的に何が商標となるかという問題を裁判所が解決しなければならなかったこと」であった。

第二の訴訟の問題点を解決するために、1875年に英国商標登録法が制定され、同法により法定商標登録原簿が設定された。登録原簿への商標の登録は、「所有者がその商標の所有権をもち、第三者による不正使用を防ぐ権利が与えられていることの一応の証し¹²」となり、1875年の同法では、法的に何を商標と認め、登録可能とするかの判断基準も定められた。

その後、英国では、1883年特許・意匠・商標法、1905年改正商標法、1919年改正商標法と、法改正が繰り返され、それに応じて、商標登録関連の規則は商業慣行の変化に沿って改変されていき、1938年商標法の制定に至る。1938年商標法は、1994年商標法が施行されるまで約60年間、英国商標法の基盤となっていた¹³。

(2) 日本

日本において、近代的な商標の芽生えがみられるのは中世（鎌倉・室町期）の頃とされ、屋号の普及、家紋や陶器の銘款の発生、暖簾の使用などが、商標が発達する大きな要因となったという¹⁴。また、室町期には商標侵害の排除に関する訴訟は既に存在していたとされている¹⁵。

近世に入ると、商品の種類が増加し、また、国内交通の発達や城下町、商工業都市の発展に伴って、商品流通が活発化していく。そして、商品の生産者・販売業者の間の競争が激しくなり、商品の識別標識として商標が重要視され、各種商品に商標が盛んに使われるようになった¹⁶。

近代的な商標制度が確立されたのは明治期に入ってからであり、明治17（1884）年公布の商標条例が日本で最初の商標に関する法規である。西洋諸国においても、資本主義の確立期になってから商標登録制度が設けられることになり、日本においては、他の法典編纂と同様、商標法制についても西洋諸国の制度が模範とされた。商標法制の整備は、「資本主義諸国の進歩した法制を受け入れることによって商工業の発展に資することを狙いとした殖産興業政策の一環¹⁷」であったといえる。

商標制度に関する史料としては、明治8（1875）年に内務省の官吏が米国人顧問に英、米の商標制度について質問をしており、それに対する回答の要点を上司に供覧したものが存在している。同史料には、明治8（1875）年12月7日の日付が入っており、これが商標条例制定作業に関して現

¹¹ 同書 110-111 頁。

¹² 同書 110-111 頁。

¹³ 同書 110-111 頁。

¹⁴ 小島・前掲注 1) 9 頁。

¹⁵ 通商産業省『商工政策史 第 14 卷 特許』37 頁（商工政策史刊行会、1964）。

¹⁶ 小島・前掲注 1) 9-10 頁。

¹⁷ 通商産業省・前掲注 15) 212 頁。

に残っている文書のうち最も古いものであるとされている¹⁸。商標条例案は、明治11（1878）年には内務省、明治14（1881）年2月には大蔵省にて作成され、同年4月に農商務省が新設されたことで、編纂事業は同省の管轄となった。

明治17（1884）年施行の商標条例の編纂を主導したのは、明治14年（1881）5月に農商務省の工務局調査課勤務を命じられた高橋是清であり、彼は商標登録規則作成の委員長として編纂事業に従事した。法案については、東京商法会議所が反対の立場を、それに対して、大阪商法会議所は賛成の立場をとっていたとされている¹⁹。明治14（1881）年6月に東京商法会議所が法案に対して賛成に転じた際、その内部において、登録によって権利が発生するという登録主義の立場と、以前の商標使用を尊重し、それを侵害した者に民事、刑事罰を問う使用主義の立場との対立が存在したが²⁰、結局は、前者が優勢となり、ドイツ流の先願登録主義が採用され、同条例は明治17（1884）年6月7日、太政官布告第19号として公布され、同年10月1日から施行された。しかし、商標出願登録を含む、外国人の産業財産権の権利保護は、日独通商航海条約施行後の明治29（1896）年11月18日以降であったこともあり、外国人の商標保護に関する規定が同条例に組み込まれることはなかった。

翌明治18（1885）年から19（1886）年にかけて、高橋は英国、米国、仏国、独国を視察し、帰国後は新たに商標条例の編纂に従事した。そして、明治21（1888）年12月20日、同条例は勅令第86号として公布され、明治22（1889）年2月1日に施行に至る。明治21（1888）年の商標条例においては、第2条で登録を許可されない商標として、「一、風俗ヲ害スヘキモノ」、「二、商標普通ノ名称若クハ内外外国ノ国旗章ノミヲ以テ要部ト為スモノ」、「三、他人ノ登録商標又ハ登録出願以前ヨリ他人ノ使用スル商標ト同一若クハ類似ニシテ同一商品ニ使用セントスルモノ」の3つが列挙された。3項目で“他人がすでに使用していた商標と同一もしくは類似の商標”の登録を禁止しており、使用主義的な要素が含まれたことは、明治17年商標条例との違いであるといえる。第二の商標条例は「彼（高橋）が欧米視察によって得た見聞に基づき登録主義を基本としながら、使用主義の探るべき諸点をも採用してなるべく完備した制度に仕上げようとした苦心の跡がよくうかがえる²¹」と評価されている。しかし、日独通商航海条約施行以前のこの時期においては、同条例内には、やはり外国人の商標保護の規定が設けられることはなかった。外国商標は、日独交渉を経た明治32（1899）年7月1日施行の商標法において初めて保護されることとなる。

諸外国との条約改正交渉を経て、工業所有権保護同盟条約への加入のために、更なる国内法整備の必要性にかられた政府は、新たに商標法（明治32年法律第38号）の編纂に着手し²²、そして、

¹⁸ 同書 214 頁。

¹⁹ 豊崎光衛「高橋是清と商標条例」学習院大学法学部研究年報、198 頁（1973）。

²⁰ 同論文 198 頁。

²¹ 同論文 209 頁。

²² 通商産業省・前掲注 15) 227-229 頁。

同法は、7月1日に施行されるに至った。日独通商航海条約施行を皮切りに外国人への権利保護が開始されたこと、工業所有権保護同盟条約への加入が決定したこともあり、明治32年商標法第3条において、新たに外国人の登録商標について規定され、外国商標の日本における権利の存続期間について特例が示された²³。この条文により、日本国内の法令として初めて、外国商標の保護についての規定が設けられることとなった。

明治32年商標法第2条においては、登録を許可されない商標について7項目が列挙されたが、その4項目では、「四、他人ノ登録商標又ハ其登録失効後一年ヲ経過セサルモノト同一若ハ類似ニシテ同商品ニ使用セントスルモノ」と規定され、先述した明治21年商標条例第2条第3項に存在した先使用の商標に関する規定が削除されることとなった。したがって、明治32年商標法は、「使用主義的な諸規定は殆ど削られて、再び純然たる登録主義に戻った²⁴」と評価がなされている。

次章において取り扱う英国商標偽造事件は、明治17年商標条例および明治21年商標条例施行下に起こったものである。

Ⅲ 英国商標偽造事件と条約改正交渉

(1) 英国商標偽造事件の実態とその対応

一 刑法施行以前一

日本国内において、外国産の商品が流通するにつれ、商品やラベルの偽造が増加することとなった。外国商標が偽造されたことには幾つかの理由がある²⁵。

第一には、国産化されるようになった外国商品と類似の商品を、国産品として売ることは難しく、時折、外国製品を装って売る必要があったことが理由である。また、国産品は、省庁の定めた衛生等に関する品質規格に合格しなければならないが、外国商品にはその必要はなかったことも影響している。

第二の理由は、製品の販売促進のため、評判の良い外国商標を盗用するというものである。当時は開国直後ということもあり、国産商品が市場に出回りはじめると和風商標の国産品よりも欧米風商標の国産品に需要が集まった。

そして、第三の理由として、日本の印刷技術の発達が挙げられる。商標の偽造の際に石版刷りを行うことは、日本人にとって、それほど技術的に困難ではなかったと推測される。

外国商標の偽造に関する最初の抗議として確認できるのは、明治4(1871)年9月に英国公使を通じてなされた英国「ベース商会」のビール商標の偽造事件に関するものである²⁶。

²³ 第三條 商標専用ノ年限ハ二十年トシ原簿登録ノ日ヨリ起算ス

外國ノ登録商標ニシテ帝國ニ於テ登録ヲ受タルモノノ専用年限ハ原登録ノ有効年限ニ從フ但シ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス(明治32年法律第38号)。

²⁴ 通商産業省・前掲注15) 209頁。

²⁵ 特許庁『工業所有権制度百年史』35頁(発明協会、1985)。

²⁶ 「神戸ニ於テ英国ヘース商社麦酒商標贋造発見ノ件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.B11091527900,

ベース商会事件においては、同社のビールの贋造品が神戸で販売されているとして英国公使が抗議し、日本に偽造を禁止する法規があるか否かについて問合せを行った。当時、日本において商標偽造を処罰するための法規は存在しなかったが、政府は、ビールの商標の偽造を「卑劣之所業」であると示し、同商会の商標保護の姿勢を示し、犯人の捜索を行った。

結果として、偽造者である島田某、他1名は贋造品であるビールを没収され、懲役30日に処されることとなり、そして、政府は各港に「禁制ノ布達」を出すという意向を示した。事件の対処に当たった英国代理公使アダムスは、これらの政府の対応に対し、感謝の意を示している。

明治9(1876)年に起こった「コロダイン」商標贋造事件²⁷では、東京に住む日本人の山田某と他数名が、コロダインという薬品の瓶に英国専売免許の印紙及び英国人「コリスプロランス」氏の製薬印記、効能書を石版で偽造したものを貼り付け、検査を行わずに販売していたとし、英国公使が日本政府に対し、苦情を申し立てた。本件においては、外国人商標の偽造に加え、薬品の検査を受けなかった点も問題となり、結果的には、偽造者である山田某とその他の者は、東京裁判所において数十日程度の懲役に処され、商標売買によって得た利益や工料金、偽造に使用した木版は没収されるに至った。

政府は、こういった商標偽造行為を禁止させるべく、明治10年(1877)2月23日、以下のような内務省布達を出している。

「諸印紙類贋造制禁之儀ハ人民熟知之筈ニ有之候處往々舶来麥酒等へ販付之銘紙ヲ贋造シ販売致候何モ有之哉ニ相聞候條以來有銘紙等贋造不致様管下人民可相達此旨相達候事²⁸」

しかし、この布達は、単なる禁止律であって、刑事罰を定めたものではなく、この当時は、商標偽造に関して、日本において明文規定が存在しなかった。しかし、これらの外国商標偽造に対して政府は明文規定の有無にかかわらず、外交上の関係性を考慮して、偽造者の取り締まりを行っていた側面もあった。

—刑法施行以後～明治17年商標条例施行以前—

明治16(1883)年9月には、英国「コッキング」商会の商標偽造事件が発生した²⁹。横浜にて、西洋小間物販売をしていた日本人の新井という人物が、独国の「アーレンス」商会から染物に使用する「ロクウトエキス」500箱を仕入れ、英国「コッキング」商会の販売品「ロクウトエキス」の

商標偽造關係雜件 第一卷 (外務省外交史料館)。

²⁷ 「東京府平民山田武一郎英国人プロンス製薬コロダイン商標贋造ノ件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B11091528000, 商標偽造關係雜件 第一卷 (外務省外交史料館)。

²⁸ 『法令全書』明治10(1877)年, 446頁。

²⁹ 「新井國太郎在横濱英國コッキング商社商標贋造ノ件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B11091528100, 商標偽造關係雜件 第一卷 (外務省外交史料館)。

商標を摸して「シン」の2字を加え、「シン・コッキング・エクス」と変更し、内300箱を販売した。そして、商標を貼付していない残りのものは、大阪府の小西という人物に売り渡したという。偽造された商標は、「コッキング」商会在1881年10月に倫敦（ロンドン）の商標検査局にて登録を行ったものであった。

この行為について、英国代理公使トレンチは、同商会の売上げは大きく減少しており、「本件ハ獨リ一商人ノ利害ニ關スルノミナラス日本ノ利害ニ關係ヲ及ホス」と述べ、日本政府に対して抗議を行った。

本件に関して、外務省で開かれた商議では、同商会の商標は、英国倫敦府商標検査局において登録されたものに過ぎず、日本の法律に則って、登録されたものではないため、日本人が当該商標を贋造使用したとしても、日本の法律に抵触するわけではないとされた。

明治15（1882）年に刑法が施行され、罪刑法定主義が採られるようになり、また当時、日本国内において、商標条例が存在しない段階であったため、本件のような外国商標の偽造行為は、取り締まりのための明文規定が存在しないという理由で、偽造行為は犯罪を構成しえず、不問となるとも推測できる。明治15年刑法自体にも、商標偽造罪の取り締まりについて規定されてはいなかった。

しかし、当時の日本政府は、「英公使ノ請求ニ應シ一時其好意ヲ得ルモ其國政府ノ之ヲ監査スルニ至ラハ却テ我國司法裁判上ノ信用ヲ毀損シ今日緊要ノ問題タル條約改正ノ件ニ迄稍々影響スル所ナシトハ保シ難シ然レ・聊カ先例モアリ且ツ我國ノ商標剽竊ハ道徳上稍々咎ムヘキ所アレハ公使ノ苦心ニ對シ交際上ノ禮遇ニ出テ早速其筋ニ通知シテ向來我國民ノ『コッキング』社ノ商標贋造使用ヲ禁製セシムルヨリ外カ仕方ナカルヘシ」とし、法令の定めがない状態で、英国の要求に応えることは、日本の司法裁判上の信用を失墜する事態となりかねないが、条約改正交渉における日英関係を重視し、商標偽造を禁止させるための措置をとることは致し方ないとした。

そして、当時の司法卿大木喬任は、外務卿井上馨に対し、「法律中處罰スヘキ明文ナキヲ以テ被害者ノ請求ニ因リ民事裁判・ニ於テ差止ヲ命シ賠償ヲ為サシムルハ格別ナリト雖モ刑事上ニ於テハ不問ニ置カサルヲ得スト思考ス但本件ハ實際弊害モ有之候ニ付處罰法設定ノ運ニ致置候」とし、偽造者に対して、民事罰を与えることは可能である旨を示した。

結局、偽造者を捕縛し、事情聴取を行うなど、超法規的ともいえる方法で商標偽造者を取り締まることとなった。

明治17（1884）年7月にも、日本人が英国「ワーゲンフレー」、「ヘンネッシー」、仏国「キルシーアデー」両商社の商標を偽造しているとして、英国公使プランケットより、抗議が寄せられた³⁰。日本政府は、上記「コッキング商會事件」と同様に本件においても、日英関係を重視し、法令の定めによらず、偽造者を取り締まることを決定した。

³⁰ 「長野県平民堀田善助仏蘭西国『キルシー、アデー』会社及英吉利国『ワーゲン、フレー』『ヘンネッシー』両会社商標贋造一件」< 4.1.4.22 >、両会社商標贋造一件（外務省外交史料館）。

—明治 17 年・21 年商標条例施行以後—

明治 18 (1885) 年 10 月には、英国「ペヤルス」商会の代理店、在横濱「マルカス」商会の「ピアールズソーブ」と称する石鹼の商標が偽造されているとして、英国公使ブランケットが日本政府に対して問い合わせを行った³¹。「マルカス」商会の石鹼と、偽造品を比べたところ、質は異なるが、商標の文字や装飾は「故意擬造ニ相違無之」とし、「世人ヲ欺罔スル不良ノ所為」と判断がなされ、取調および訊問が行われた。その結果、大阪府にて製造業を営む吉岡という人物が、金物細工の長谷川、活版印刷業社の原田という人物に商標の偽造を依頼し、その商標を添付した石鹼を製造しており、石鹼販売業の福井という人物が、その石鹼を販売していたことが判明した。

前述の通り、この当時、日本には外国商標の偽造者を処罰する法律は存在しなかったが、それを不問としてしまつては外交上大きな差支えが生じるとし、日本政府は、「法律上差止ムヘキモノナルト否トヲ問ハス交際國ノ友誼ノ主意ニ基キ」、偽造差し止め、偽造商標の削除といった措置を取ることを決定した。

英国からは、「石鹼偽造者處分満足」と書簡が寄せられ、日本政府のこういった措置について、感謝が述べられた。

明治 17 (1884) 年 10 月 1 日には、商標条例が施行され、その中で新たに商標侵害についての罰則が以下のように設けられることとなった。

第十六條 登録商標ヲ偽造シテ使用シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス其盗用シタルモノハ一等ヲ減ス

第十七條 登録商標ニ紛ラハシキ商標ヲ造リテ使用シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第十八條 第十六條第十七條ノ違犯ニ係ル商標ヲ附シタル商品ヲ情ヲ知テ販賣シタル者ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第十六條第十七條第十八條ノ場合ニ於テハ仍ホ違犯ノ商標ヲ沒收ス其商品ト分離スヘカラサルモノハ商品ヲ破毀セシム

第二十條 詐僞ノ所爲ヲ以テ商標ノ登録ヲ得及商標ノ登録ヲ詐稱シタル者ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

³¹ 「大阪府平民吉岡直一英国『ペヤルス』商会製造石鹼及商標偽造ノ件」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B11091528200, 商標偽造關係雜件 第一卷 (外務省外交史料館)。

しかし、本条例施行後も、外国人に対しては、商標登録が日本国内で許可されることはなく、外国人は本条例の保護の適用外とされた。そのため、本件の対処が、条例の罰則規定に沿うことはなかったが、偽造者およびその関係者の取り締まりが行われることとなった。

独国との間に起こった以下の2つの商標偽造事件においても、当時の日本政府は、明治17年施行の商標条例、そして明治21年商標条例の商標偽造罪を偽造者に適用し、外国商標を保護することはできないという姿勢を一貫して示すこととなったが、偽造者の取り締まりを行うことを決定した。

明治19(1886)年の石鹼商標偽造事件では、日本側は外国人商標を法的保護の対象とはしなかったが、包装に貼用する「レットル」原板および模型等を棄却し、再び不都合が起らないよう製造者を厳責するという結果に至った。

同明治19(1886)年に起こったビール商標偽造事件の際は、商標条例にて外国人商標を保護できない都合上、商標偽造を理由として被告人を処罰することはなかったが、商標登録を行っていないにも関わらず、登録を行っている旨の虚偽の表示をしていたとし、商標条例第20条における詐偽罪を適用し、被告人に刑事罰を科す形で、ドイツ側の要求に応えたといえる。

そして同明治19(1886)年には、英国との間でも商標偽造事件が発生している。在横浜「コッキング」商会の重炭酸ソーダの商標が偽造されているとして、英国公使から訴えが寄せられた³²。問題となっている商標の「文字及繪圖」については多少の違いはあるが、「彩色外ニ格構」は甚だ類似しており、「全く故意ヲ以テ擬造シ世人ヲ欺罔セントスル不良ノ所為」であるとされ、取調べが行われた結果、東京都日本橋において薬局を営む島田という人物が偽造販売を行い、河合という人物に印刷を依頼していることが判明した。両名を呼び出し、訊問が行われ、最終的に偽造商標はすべて焼却処分となった。このように、本件においても、法令の定めによらず、偽造者の取り締まりが行われることとなった。

明治20(1887)年には、日本人が英国「パース」並びに「カメロンソーンドルス」商会の麦酒商標を偽造しているとして、両商会から偽造に対する差止請求があり、これを受け、英国代理公使トレンチは、日本政府に早急な対応を求めた³³。

本件に関する上記の抗議があった後、明治21(1888)年6月には大隈が外相に就任した。大隈は、過去の事件において政府は、法律の範囲外の手段を用いて、偽造者を取り締まる方向で対処することがあったとした。しかし、本件においては、「緊急切迫ノ事情」は認められないと述べ、最終的には、政府は干渉せず、偽造者処罰という超法規的とも言える措置は取らないと判断を下すこととなった。本件に関しては、大隈によって、これまでの政府の方針とは異なる形で対処がなされた

³² 「東京府薬舗島田久兵衛英国コッキング商会ノ重炭酸曹達商標偽造ノ件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B11091528500, 商標偽造関係雑件 第一巻(外務省外交史料館)。

³³ 「本邦人兩名英国『パース』並『カメロンソーンドルス』両商会製造麦酒商標模造差止方同公使ヨリ請求ノ件」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B11091528600, 商標偽造関係雑件 第一巻(外務省外交史料館)。

いえる。また、大隈は「外国人及其商標ニ保護ヲ与フルモ若シ外国人ニ負ハシムルニ商標條例ノ全体ヲ遵守スルノ義務ヲ以テセサル時ハ外国人ハ條例ニ因リ特別ノ保護ヲ享ケナガラ自分ハ他人ノ商標ヲ模倣スルモ或ハ法律ニ照シ罰セラル、コナキノ不公平ヲ生ス」と、両国間の商標権の保護の公平性についても言及した。

そして、明治 21 (1888) 年 12 月 20 日には、新たに商標条例が公布され、翌明治 22 (1889) 年 2 月 1 日に施行に至り、第 2 条では、登録を許可されない商標に該当するものが列挙された。しかし、この時期においては、依然として、外国人の商標保護の規定が設けられることはなく、日本における、外国人の商標保護の開始は、前述の通り、明治 32 (1899) 年を待たねばならなかった。

明治 23 (1890) 年には、これまでの偽造事件とは逆に、日本人の登録商標を英国人が偽造しているとして訴えが出された³⁴。神戸に住む英国人「エチ、ゼー、ピアース」という人物が、とある清国人から工場を譲り受け、神戸港にて、燐寸(マッチ)を製造販売していたが、その際に使用していた商標は、日本人がすでに登録を完了している商標であった。この行為により、商標所有者が損害を被っているとして、大阪兵庫燐寸製造業総代である直木という人物他 2 名より、外務大臣および内務大臣、農商務大臣宛に請願書が提出された。

この請願を受け調査が行われたところ、問題となっている商標は、日本人の滝川という人物が英国製造業者「プライアントメー」商会の商標を、日本において無断登録したものであることが判明した。

結果的に本件では、問題となっている各種商標に関して、大阪兵庫燐寸製造業組合と神戸「スマッタス」商会、それぞれが利用可能な商標を取り決め、神戸商法会議所が仲裁する形で終局を迎えることとなった。領事が談判を行うには至らなかったが、明治 23 (1890) 年の 4 月には、兵庫県知事の林董が、外務大臣青木に対して、「ピアースノ如キ外国人ニシテ本邦人ノ商標ヲ模造冒用スルモノアランニ之カ停止ヲ為サントセハ先以本邦人ノ取締ヲ為サ、ルヲ得サル義ト存候」、つまり、ピアースのような外国人が日本人の商標を模造冒用する行為を停止させるには、まず、日本人の外国商標の濫用を取り締まる必要があると告げている。

その後、同年 6 月には、外務省取調局長の黒川が、兵庫県知事の林に対して書簡を送っており、そこではまず、神戸商法会議所の仲裁により、事件はひとまず終局したことを述べた上で、条約に規定のある場合以外は、登録商標保護の効力を外国に及ぼすことはできず、したがって、外国人がもし外国において、日本人の商標を模倣冒用することがあっても、その所為が徳義に違背するか否かに関わらず、日本政府または模倣冒用の被害者である商標所有者は外国政府もしくは商標冒用者に対して、法律上、なんらの請求権も持つことができないとした。また、もし、日本人が外国において、その外国政府にて登録された商標を冒用したならば、例え、その商標が元々日本の商標のデザインであったとしても、外国政府は、当然ながら、日本人が当該商標を使用するのを禁止させる

³⁴ 「神戸居留英吉利国人『ピアース』燐寸製造ヲ営ミ本邦同業者ノ登録商標ヲ偽造冒用ノ義ニ付兵庫県知事具申一件』JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B11091557800, (外務省外交史料館)。

ことができるとした。したがって、逆に、外国人が日本において、日本政府にて登録された商標を冒用したならば、例え、その商標が外国商標を偽造したものであるにせよ、日本政府は、外国人に対して、問題となっている商標の使用を禁止させるのは当然であると述べた。

そして、日本人が外国の商標を模倣して自己所有の商標として登録を受けるのは商業上の徳義に背くものであるが、それに比べて、外国人が日本において日本で登録された商標を模倣冒用する行為は重く受け止めなければならないと述べ、そうした行為に対しては、速やかに相当の処置をなすべきであると伝えた。

本件史料からは、商標偽造事件の実体だけでなく、事件に対する当時の政府の法的視点や見解を伺い知ることができる。

本章「(1) 英国商標偽造事件の実態とその対応」において述べた一連の事件を考察し、明治 15 (1882) 年に刑法が施行され、罪刑法定主義が取られることとなったが、それにも関わらず、日本政府は、英国との間で頻発する商標偽造事件に関して、外交上の状況、その時々³⁵の法的な事情等を鑑み³⁶た上、法令の定め³⁷に依らず、偽造者の処罰等、事態の收拾に当たることがあったということが判明した。また、明治 17 (1884) 年、明治 21 (1888) 年商標条例が施行されたが、同条例は外国人には適用外とされた。

(1) の一連の事件の中には、外国人が日本人商標を偽造しているとして訴えが出された「ピアース」商会の事件も見受けられたが、結局は、日本人が外国商標を無断登録していたことが事の発端であった。外国人が日本人の商標を模倣冒用する行為を停止させるために、まず日本人の外国商標の濫用を取り締まることの必要性が問われ、最終的に、神戸商法会議所の仲裁により、事件は収束することとなった。また、本件においては、外務省取調局長が、無断登録商標であれど、日本において登録されている以上は、保護されて然るべきであるとの見解を示した。

(2) 条約改正交渉における商標権

開国時に諸外国との間で結ばれた不平等条約を撤廃するため、寺島外務卿時代に着手された条約改正交渉は、井上外務卿時代に本格的に開始されることとなった。そして、各国とのやり取りの末、明治 15 (1882) 年に東京において、全 21 回 (1 月 25 日～7 月 27 日) の条約改正交渉に関する予備会議が開催される運びとなる。

4 月 5 日の第 9 回予備会議において、井上は、日本の法律に服する外国人に内地旅行、内地通商に関する制限を撤廃するという、いわゆる内地開放宣言を行い、この宣言は、英国をはじめとする諸外国に歓迎されることとなる。

6 月 1 日の第 15 回予備会議の際に、仏国のシエンキエウイツ委員より、条約の改正草案、または特別条約の中に、産業財産権および著作権の保護に関する規定を盛り込むことが提案された³⁵。

³⁵ 外務省調査部監修・日本学術振興会編集『条約改正関係 日本外交文書 会議録』12 号、218 頁 (日本国際協会、1948)。

諸外国にとっては、自国民と日本人との相次ぐ紛争を受け、日本国内において、外国人商標権を含む、知的財産権の保護について、早急に規定を定めようとする狙いがあった。この提案に対し、英国のパークス委員は、日本人の外国商標偽造行為により、英国商社が損害を被っており、英国国民より、予備会議において産業財産権について議論するよう訴えが出されたとし、仏国の立場に賛同した³⁶。しかし、井上は、産業財産権および著作権の保護に関しては、改正交渉とは別に議論を行いたいという意向を示し³⁷、そのまま予備会議は終了することとなった。

その後、明治17(1884)年4月10日に英国公使ブランケットは、産業財産権について覚書を提出し、交渉の再開を要求した。しかし、ブランケットは、改正交渉中に他の事項と共に議論を行うことで、条約締結が遅れる可能性を危惧したため、産業財産権について議論は行いたいが、本交渉とは別に議論の機会を設けたい旨を伝えた³⁸。

同年7月24日には、仏国より、産業財産権に関する規定の早急な締結が要求されたが³⁹、ここでも井上は、本交渉とは別に(本交渉の締結後に)、産業財産権について議論したい旨を伝えた⁴⁰。これに対し、仏国は強く反発し、明治18(1885)年には、商標に関する条約案を送付するなど、井上に早急な締結を迫った⁴¹。このような仏国の強い要求に押される形となり、結果として、特に問題視された商標についてのみ、外国人の保護規定を改正草案に盛り込むことが決定された⁴²。前述した明治17(1884)年7月の「仏国キルシーアデー会社及び英国ワーゲンフレー、ヘンネッシー両会社商標贋造事件」のように、仏国との間でも商標偽造事件が発生しており、そういった事件が、条約改正交渉における仏国の毅然とした態度に影響を与えていたとも見て取れる。

また、商標偽造事件が発生した際、諸外国は、日本政府に対して、明治17(1884)年の商標条例において、外国人は保護の対象に含まれるのか否かについて度々問合わせを行っていたが、日本政府は、外国人は同条例の保護の対象とはならず、権利の付与は行わないと回答していた。

その後、明治19(1886)年5月1日から明治20(1887)年7月18日にかけて、東京において、全27回に渡って条約改正会議が開催され、その第1回会議で井上が各国に提出した改正草案に取り入れられた外国人保護の規定は、依然として、商標に関するもののみであった⁴³。こういった日本政府の対応を受け、英国公使ブランケット、独国公使ホルレーベン両者は、改正草案を共同で作成することを決定した。

³⁶ 外務省調査部監修・日本学術振興会・前掲注35) 218頁。

³⁷ 外務省調査部監修・日本学術振興会・前掲注35) 218頁。

³⁸ 鶴岡聡史「近代日本の産業財産権政策—パリ条約加盟をめぐる日英米の政治過程の分析—」特許庁委託平成24年度産業財産権研究推進事業、5頁(平成22年-24年度報告書)。

³⁹ 外務省調査部監修・日本学術振興会編纂『条約改正関係 大日本外交文書』2巻118号付属書、339頁(日本国際協会、1942)。

⁴⁰ 同書2巻119号付属書、345頁。

⁴¹ 同書2巻125号、378-380頁。

⁴² 同書2巻133号別録、403頁。

⁴³ 外務省調査部監修・日本学術振興会・前掲注39) 2巻147号、442-443頁。

そして、明治19(1886)年6月15日の第6回会議にて、共同作成された改正草案が両者より提出されたが、そこには、条件付きで領事裁判権の撤廃を認める旨が記されていた。しかし、日本の要求を幾分か汲んだ草案を提出した英、独の譲歩の代わりに、日本側は会議の主導権を奪われ、その後は、裁判管轄権に関する議論が続くこととなった⁴⁴。

その後の明治20(1887)年4月2日の第25回会議において、英国より通商航海条約草案が提出され、そこには、商標だけでなく、特許、意匠についても外国人の保護規定が設けられ⁴⁵、そして、4月22日の第26回会議以降、英国は、明らかに従来の方針を転換する姿勢を見せた。すなわち、英国は以前まで、産業財産権について、本交渉とは別に議論することを求め、パリ条約、ベルヌ条約への加盟を強く促すことはなかったが、同会議においては、仏国の意向に賛同する形で、パリ条約、ベルヌ条約への加盟を要求し⁴⁶、日本に対して、外国人の産業財産権の保護を以前よりも強く示すようになる。

明治20(1887)年9月に井上が、外国人司法官任用問題により、外相を辞任し、同年9月16日から、伊藤博文が首相と外相を兼務していたが、明治21(1888)年2月1日より、大隈重信が外相に就任した。

大隈は就任後、明治20(1887)年の英国「ベース」並びに「カメロンソーンドルス」商会の麦酒商標偽造事件の処理にあたった。明治4(1871)年には、前述したように英国との間で「ベース商会事件」が起り、それ以降、英国商標を日本人が偽造する事件が頻発したが、日本人の外国商標偽造に関して、取り締まりのための明文規定が存在しない場合であっても、日本政府は日英関係を重視し、偽造者の取り締まりを行っていた。しかし、大隈は、英国「ベース」並びに「カメロンソーンドルス」商会の事件において、緊急性が認められないということを理由に、政府としては、従来のような、明文規定が存在しない場合であっても、商標偽造者を取締まるという超法規的な対処は行わない旨を伝えた⁴⁷。

また、明治21(1888)年、英国代理公使トレンチは、大隈に対して、日本のパリ条約・ベルヌ条約への加盟の可否について質問をしたが、大隈は書簡にて、その時点において日本はそれらの条約に加盟する意向はない旨、返答するなど、英国に対して井上より硬派な態度を示していたといえる。

大隈は、諸外国に対して、いわゆる条約励行主義をとり、安政の諸条約の規定を励行し、同条約の不便さを浮き彫りにすることで、条約改正を促進させようとする狙いがあった。外国人に対する産業財産権保護の拒絶についても、安政条約の中に規定がないという理由を挙げていたとされる⁴⁸。

その後、英国は、大隈の後任である青木周蔵の外相時、明治23(1890)年7月に、条約改正案

⁴⁴ 鶴岡・前掲注38)9頁。

⁴⁵ 外務省調査部監修・日本学術振興会・前掲注35)1069頁。

⁴⁶ 外務省調査部監修・日本学術振興会・前掲注35)1128頁。

⁴⁷ 鶴岡・前掲注38)14-15頁。

⁴⁸ 岡野多喜夫「条約改正と明治32年特許法の成立」中央学院大学論叢、140頁(1973)。

附属議定書第4項において、「日本政府は領事裁判権の廃止に先だち工業所有権、著作権に関する国際条約に加入し、右実施に必要な法律を公布すべき」旨を提示する⁴⁹など、条約改正交渉において、日本での産業財産権の保護を以前よりも強く主張していくこととなった。

本章「(2) 条約改正交渉における商標権」においては、明治20年代前半までの条約改正交渉における商標権について取り扱った。

明治15(1882)年の条約改正交渉に関する予備会議(第15回)において、英国のパークス委員が、日本人の外国商標偽造行為による被害を受け、英国民より、予備会議において産業財産権について議論するよう訴えが出されていると主張した。また、仏国との間にも、商標偽造事件が発生し、仏国は、産業財産権に関する特約制定の要求、パリ条約への加盟要請など、交渉において産業財産権保護を強く訴え、日本に対し、毅然とした態度を貫いた。このように、当時、日本国内のあらゆる地域で起こった商標紛争の数々が、結果的に、条約改正交渉という外交上の大局的なやり取りを左右するような大きな影響を与えることになっていたといえる。

明治21(1888)年に外相に就任した大隈重信は、外国商標偽造事件における超法規的措置からの転換、パリ条約・ベルヌ条約への加盟の拒否を行うなど、井上外交からは一転し、英国に対し、譲歩しない考えを貫いた。しかし、大隈のこうした態度により、英国は警戒心を募らせ、その後の条約改正交渉において、日本国内での産業財産権の保護をより一層重視していくこととなった。

IV おわりに

本稿では、開国後に、外国人の産業財産権保護がいかに重要視されたのかを探るため、まず、英国を含む諸外国、そして日本の商標法制について触れ(Ⅱ)、明治32年商標法施行前の段階である明治20年代までの英国商標偽造事件(Ⅲ-(1))、そして、商標権(産業財産権)に関する日英交渉(Ⅲ-(2))に焦点を当て、商標関連事件の実態や政府の対処の方針、そして商標関連事件が明治20年代前半の条約改正交渉に与えた影響について考察を試みた。

18世紀半ばから19世紀にかけて起こった産業革命を契機に、商社の商標偽造が相次いだことを受け、商標保護、取り締まりについて定めた商標法は仏国に続く形で、各国で整備されることとなった。

1862年、英国において、商標保護に関する最初の成文法である商品標条例(Merchandise Marks Act)が制定され、それから20数年遅れる形で、日本においても明治17(1884)年に商標条例が公布、施行された。しかし、同条例では、外国人の商標は登録を許されず、保護の対象外とされていた。したがって、当時、外国人居留地界隈を中心に、日本人が外国商社の商標を偽造する行為が多発していたが、そういった行為を取り締まる法的根拠が存在しない状態であった。

そういった状況の中、明治4(1871)年の英国「ベース商会」の事件を皮切りに、日本国内にて製品の販売を行っていた外国商社から自社の商標偽造に関して、訴えが出されるようになり、そう

⁴⁹ 同論文・140頁。

いった際には、主に各国領事館を介して、日本政府に抗議が寄せられていた。このような抗議に対して、日本政府は、条約改正交渉を念頭に、諸外国とのわだかまりを避けるため、特に法律上の規定に従わず、商標偽造者の取り締まりを行っていたということを史料から読み取ることができた。

明治15(1882)年1月1日より旧刑法が施行され、罪刑法定主義が採られるようになったが、それ以後も、明文規定に寄らずに、外国商標の保護、偽造者の取り締まりを行った。

そして、明治17(1884)年に商標条例が施行され、商標の保護、取り締まりについて明文規定が置かれることとなったが、同条例は外国人には適用外とされたのであった。したがって、日本人による外国商社の商標偽造が発覚しても、それらの商標は、商標条例による保護の対象とはされなかった。

しかしながら、日本政府は、前述した「ペヤルス」商会事件、「コッキング」商会事件等においては、諸外国との外交上の軋轢を避けるため、以前と変わらず、偽造行為の取り締まりを継続した。

事件の対処に変化が見られたのは、大隈が外相に就任した後の「バース」並びに「カメロンソールズ」商会の事件においてである。大隈は、本件において、法律の範囲外の手段を用いて、偽造者を取り締まる緊急性はないとして、条文の定めにも寄らずに偽造者を処罰するという、これまでの超法規的ともれる措置は取らないと判断を下した。本件において、政府は、それまでの方針とは打って変わって、英国に対して、厳格な態度を示したといえる。

明治23(1890)年の「ピアース」商会の事件は、日本人の登録商標を英国人が偽造しているとして請願書が提出されたものである。この事件では、調査の結果、問題となっている商標が、元は外国人の商標であったものを日本人が無断で登録したものであることが判明し、外国人への対処の前に、まずは日本人の無断登録商標に関して、取り締まりの必要性が問われた。最終的に、本件は神戸商法会議所が仲裁を行う形で幕を閉じることとなった。本件史料からは、他国との間に生じた商標偽造事件に対する当時の政府の法的視点、見解を伺い知ることができた。

頻発する商標偽造事件に対して、政府は、その時々々の法的な事情、外交上の状況を鑑み、法令の定めにも依らずに、事態の收拾に当たっていたことが判明した。また、本件で取り上げた事例などからは、当時は、各国商社の企業倫理を脅かし、経済基盤を揺るがしかねない事件が日常的に発生していたということが見て取れた。そして、外国人が日本人商標を偽造しているとして日本人が苦情を寄せた「ピアース」商会の事件において、事の発端は日本人が外国商標を無断登録していたことであったが、無断登録商標であれど、登録された以上は、保護の対象であるとの声も存在した。

そして、明治15(1882)年の条約改正交渉に関する予備会議において、英国のパークス委員が、日本人の外国商標偽造行為により、英国商社が損害を被っており、英国民より、予備会議において産業財産権について議論するよう訴えが出されていると主張した。また、仏国との間にも、商標偽造事件が発生していたこともあり、仏国は、交渉において産業財産権保護を強く訴え、日本に対し、毅然とした態度を貫くこととなった。このように、当時、日本国内のあらゆる地域で起こった商標紛争の数々が、結果的に、条約改正交渉という外交問題におけるやり取りを左右するような大きな影響を与えることになっていたといえる。

また、大隈は前述した通り、外国商標偽造事件における超法規的措置からの転換、パリ条約・ベルヌ条約への加盟の拒否を行うなど、井上と比べ、英国に対し、厳格な態度を示していたといえる。しかし、大隈のこうした態度は、英国の産業財産権保護に対する危機感を煽ることとなり、英国はその後の条約改正交渉において、日本国内での産業財産権の保護をより一層重視していくこととなった。

列強の脅威に晒され、国益追求や国際協調といった方向性のことなる概念の狭間にあった日本は、商標権という馴染みの薄い概念に翻弄されながら、その後、徐々に外国人の権利保護、国内法整備といった、諸外国と足並みを揃える方向に舵を切るこことなる。商標が権利保護の客体として徐々に認知されていき、各種法律を介して、商業界の秩序立てがなされていった。こうした外国人の商標権を含む産業財産権保護により、日本における海外産の物資の流通がより活発化していくこととなる。

これまでのところ、日英、日独間の商標関連事件、条約改正交渉、そして、明治 32 年商標法施行下の判例を調査したが、明治 42 年以降の商標法施行下においても商標事件は後を絶たないまま、戦時体制へと突入していくこととなる。したがって、今後においては、明治 42 年法以降の商標法適用下の判例の分析を行うことを念頭におき、それと共に、商標権を含む、知的財産権のやり取りについて諸外国側からの視点を含んだ史料の調査を行うことを課題とし、本稿を終えることとする。